

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目 7 番地 8

氏名 有限会社野村商店
代表取締役 野村 正義

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4 年 9 月 19 日

許可の有効年月日 令和 9 年 9 月 18 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（以上 8 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃油、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含むものに限る。）、紙くず

（以上 3 種類）

2 積替え保管施設（詳細は裏面のとおり）

住所：東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目 7 番地 8

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の廃油の搬入、廃プラスチック類の搬入搬出及び紙くずの搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 9 年 9 月 19 日 新規許可

令和 4 年 9 月 19 日 更新許可 第 5 回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

（裏面あり）



東京都

(裏面)

許可番号

第 1 3 - 1 0 - 0 4 9 3 3 0 号

2 積替え保管施設

住所：東京都西多摩郡瑞穂町長岡三丁目 7 番地 8

積替え保管面積：344.25㎡ 最大保管高さ：0.92m

産業廃棄物の種類（限定内容）	保管量	
廃油	ドラム缶 1本	0.2㎡
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含むものに限る。）	コンテナ 1基	0.69㎡
紙くず	コンテナ 1基	1.45㎡
	保管量合計	2.34㎡

(以下余白)